



唐津市公告第 3 2 5 号

経営管理権集積計画について

森林経営管理法（平成 3 0 年法律第 3 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。なお、定めた経営管理権集積計画は、次の場所において縦覧に供する。

令和 2 年 1 2 月 1 7 日

唐津市長 峰 達



- 1 経営管理権集積計画の対象森林  
別紙のとおり
- 2 縦覧場所  
唐津市農林水産部農地林務課事務室及び唐津市ホームページ
- 3 縦覧期間  
公告の日から令和 1 0 年 1 1 月 3 0 日まで
- 4 縦覧時間  
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（唐津市ホームページを除く。）
- 5 権利の設定  
この公告により、唐津市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権が、それぞれ設定される。